

第2回 徳島県耐震改修促進計画検討委員会資料

1. 耐震化に関する目標期間について

住宅 令和2年度 → 令和6年度（但し減災化含む）

特定建築物 令和2年度 → 令和6年度（災害時に重要な機能を果たす学校等のみ）

（ 県有施設 令和2年度（防災拠点等） 残り 2棟 / 495棟 ）

※本県では住宅も含め耐震化率100%を目標

参考 国の動向

住生活基本計画の基本方針においては

住宅 令和2年度 耐震化率95% → 令和7年度 耐震化概ね解消

建築物 令和2年度 耐震化率95% → 令和7年度 耐震化概ね解消

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 令和7年度まで集中対策

2. 建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策について

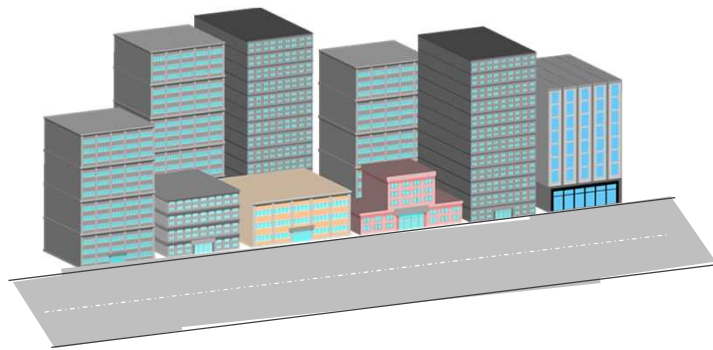
① 要安全確認計画記載建築物

地震発生時に

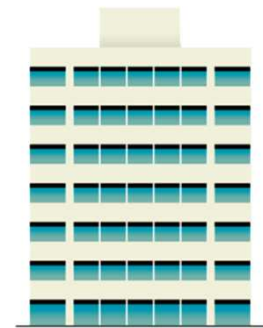
「通行を確保すべき道路等を閉塞する建築物」＝緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
や

「利用を確保することが公益上必要な建築物」＝防災拠点建築物
は、

『要安全確認計画記載建築物』耐震改修促進計画に位置づけることで、
所有者に耐震診断とその結果の報告を義務づけ、耐震化の促進を図ることとしています。



緊急輸送道路等の避難路沿道建築物



庁舎



体育館・避難所



病院 等

防災拠点建築物

② 要安全確認計画記載建築物

イ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

都道府県又は市町村が
避難路を指定

<対象建築物>

1. 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物(高さ6mを超えるもの) (右図1参照)
2. 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある組積造の塀(長さ25mを超えるもの) (右図2参照)

※平成31年1月1日施行の改正政令で追加

ただし、1、2共に、地形、道路の構造その他の状況により、
地方公共団体が一定の範囲において規則で別の定めをすることが可能。

ロ 防災拠点建築物

都道府県が指定

<対象建築物>

庁舎、病院、避難所となる体育館など

避難所として利用する旅館・ホテルなども位置づけが可能

図1: 耐震診断義務付け対象の避難路沿道建築物

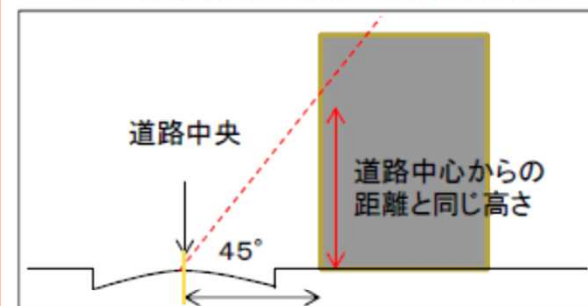
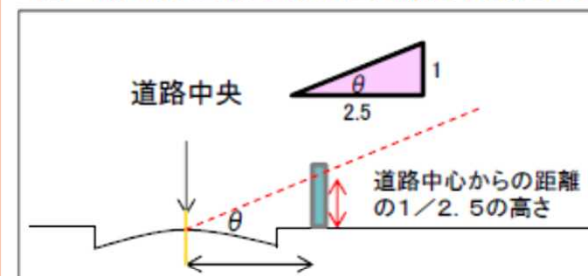


図2: 耐震診断義務付け対象の避難路沿道の組積造の塀



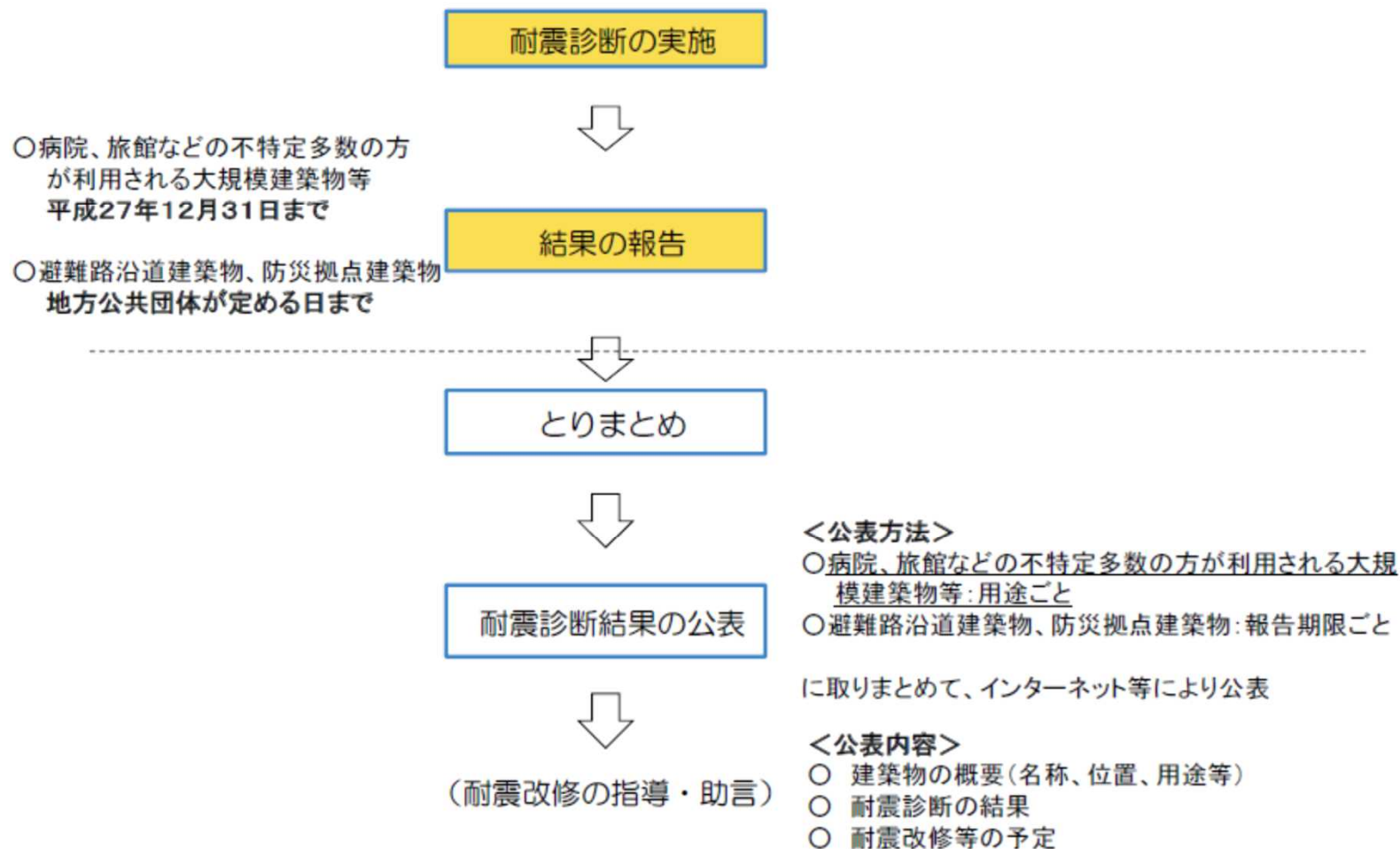
耐震診断結果の報告期限

イ、ロ共に

地方公共団体が定める日まで

※イ-2. は本県では該当なし

耐震診断の義務付けの全体の流れ



イ 地震発生時に通行を確保すべき道路等を閉塞する建築物(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物)



- ・国道11号線 … 15棟
- ・国道32号線 … 10棟
- ・国道55号線(「大林北交差点から津乃峰東分交差点までの間」は「県道130号大林津乃峰線」が対象) … 112棟
- ・国道192号線 … 110棟
- ・国道193号線 … 5棟

計 252棟(R2.3.31時点)



○報告期限: 令和3年3月31日

○今後の方針

- ・報告期限経過後は、一定期間を定め報告命令などの措置(命令に従わなかった場合は、罰則あり)
- ・とりまとめ後、結果の公表(報告済みのものは診断結果と今後の予定等、未報告のものは「未報告の旨」を公表)
- ・国のかさ上げ補助が続いている間は耐震診断への補助を継続(令和5年3月31日までに着手したものが対象)

□ 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物(防災拠点建築物)

市町村の地域防災計画に位置づけられた、地震時の拠点施設となる庁舎、消防署、診療施設、体育館等から順次、「防災拠点建築物」として指定し、耐震化の促進を図っている。

【1回目】庁舎、診療施設、体育館	12棟	報告期限：H27年度末、公表：H29年3月
【2, 3回目】庁舎、消防本部、診療施設、体育館等	27棟	報告期限：R元年度末
【4回目】地震・津波時の避難所	3棟	報告期限：R2年度末

○今後の方針

・指定済みの防災拠点建築物：・報告期限経過後は一定期間を定め命令などの措置

・とりまとめ後、結果の公表

(報告済みのものは診断結果と今後の予定等、未報告のものは「未報告の旨」を公表)

・地域防災計画に位置付けられた「地震・津波時の避難所」をすべて追加指定

②特定建築物

多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物のうち、災害時に重要な機能を果たす3用途の建物（学校、病院、庁舎）及び公営住宅については、耐震化率100%を目標に、引き続き耐震化を図っていく。

施設名	平成18年1月現在
学校	40.5%
病院	73.0%
庁舎	43.8%
公営住宅	92.3%



平成24年度末
87.3%
75.4%
57.7%
91.4%



平成30年度末
99.6%
88.6%
82.4%
93.7%



令和2年末
算定中

③住 宅

③－1 実態調査結果(木造住宅)等について

③－1－1 実態調査について

背 景:

H30住宅・土地統計調査については抽出率1/15で、8市、石井町、松茂町、北島町、藍住町のみ調査結果を基に耐震化率等を推計している。

このことから、未調査の12町村において実態調査を行い「耐震化が進まない理由」を聞き取り、その結果を踏まえ次期計画を検討する。

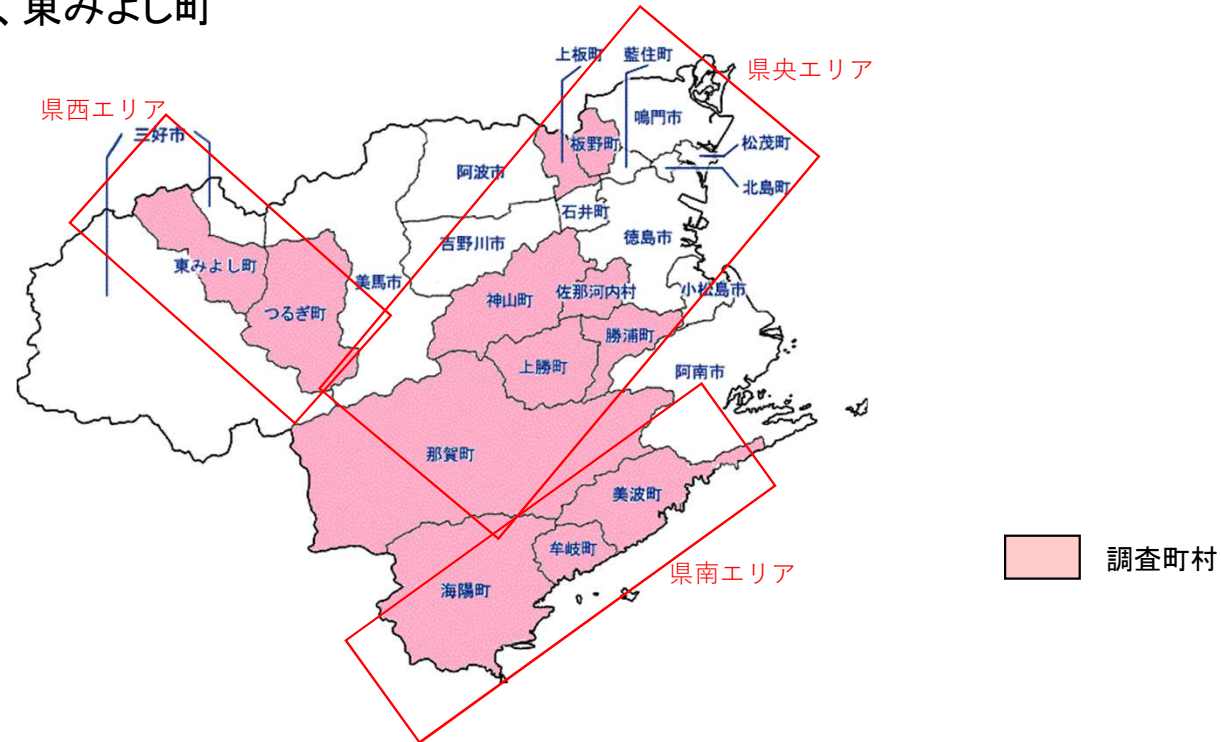
調査対象:

各町村による「一団の住宅が連たんしている地域」の抽出に基づき、登記情報により建築年を確認できたものや地図上で確認できた約3千戸(2,963戸)のうち旧耐震と思われる住戸を対象に戸別訪問によるアンケート調査を実施。

実施町村:

勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町

- ・ 県央エリア： 勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、那賀町、板野町、上板町
- ・ 県南エリア： 牟岐町、美波町、海陽町
- ・ 県西エリア： つるぎ町、東みよし町



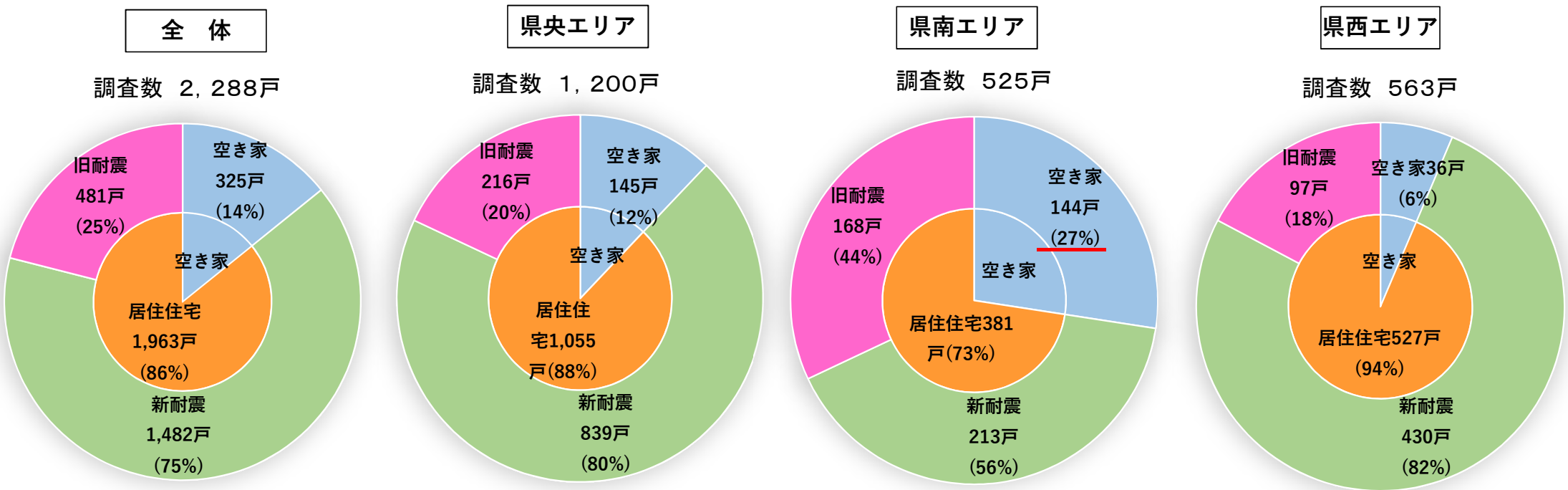
結果の取りまとめ：

登記情報や現地での確認、アンケート回答済みの2, 288戸のデータを基に実施

- ・ 登記情報で新耐震と確認した 1, 338戸
- ・ 現地やアンケートにより新耐震と確認した 144戸
- ・ アンケートにより旧耐震と確認した 481戸
- ・ 現地で空き家と確認した 325戸

③-1-2 調査結果について

(1) 居住住宅の戸数と内訳



調査総数のうち居住住宅は1,963戸(86%)あり、うち昭和56年以降建築の住宅は1,482戸(75%)という状況
各エリアごとの状況は、

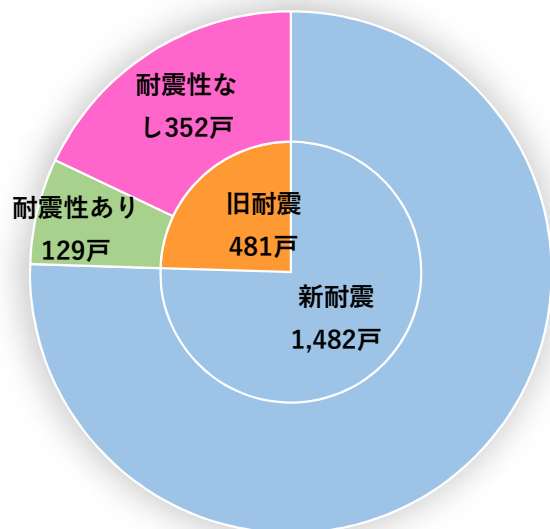
- ・県央エリア: 居住住宅の割合88%、昭和56年以降建築の割合80%
- ・県南エリア: 居住住宅の割合73%、昭和56年以降建築の割合56%
- ・県西エリア: 居住住宅の割合94%、昭和56年以降建築の割合82%

県南エリアでは空き家が多く、また、昭和56年以前の住宅が多い

(2) 居住住宅における耐震性の有無

全体

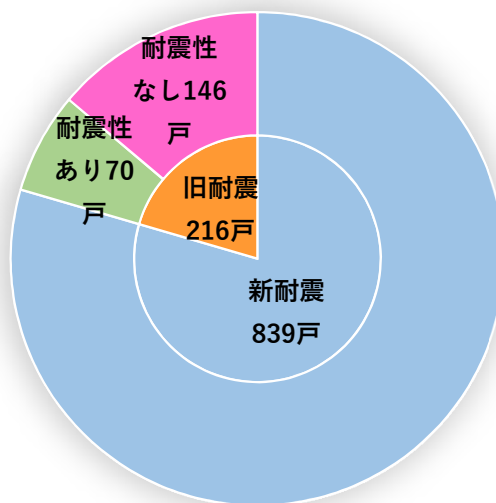
居住住宅 1,963戸



耐震化率：82% (1,611 / 1,963)

県央エリア

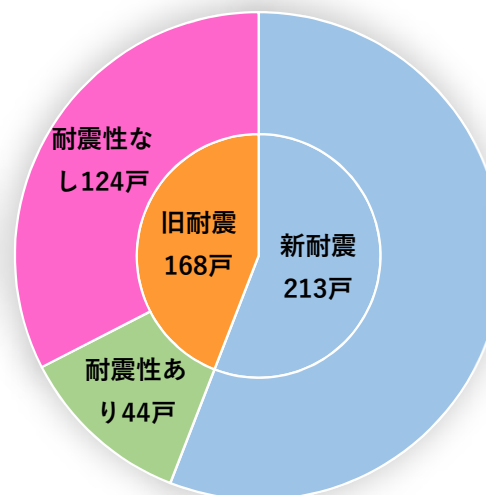
居住住宅 1,055戸



耐震化率：86% (909 / 1,055)

県南エリア

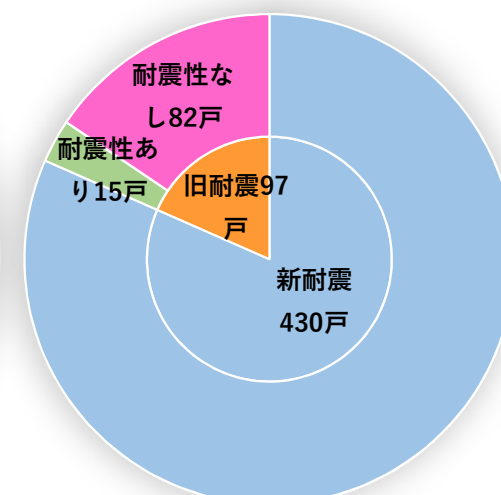
居住住宅 381戸



耐震化率：67% (257 / 381)

県西エリア

居住住宅 527戸



耐震化率：84% (445 / 527)

居住住宅のうち昭和56年以前の住宅は481戸(25%)あり、うち耐震性ありは129戸(27%)

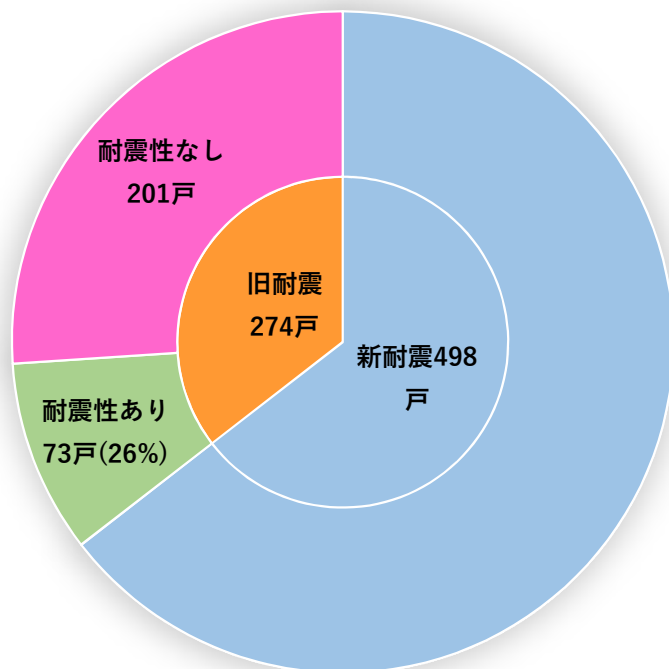
各エリアごとの状況は、

県南エリアでは居住住宅のうち昭和56年以前の住宅の割合が高く、耐震化率が低い

県西エリアでは昭和56年以前の住宅の割合は低いものの、耐震性を確保した住宅の割合は少ない

(3) 世帯別住宅による耐震性の有無

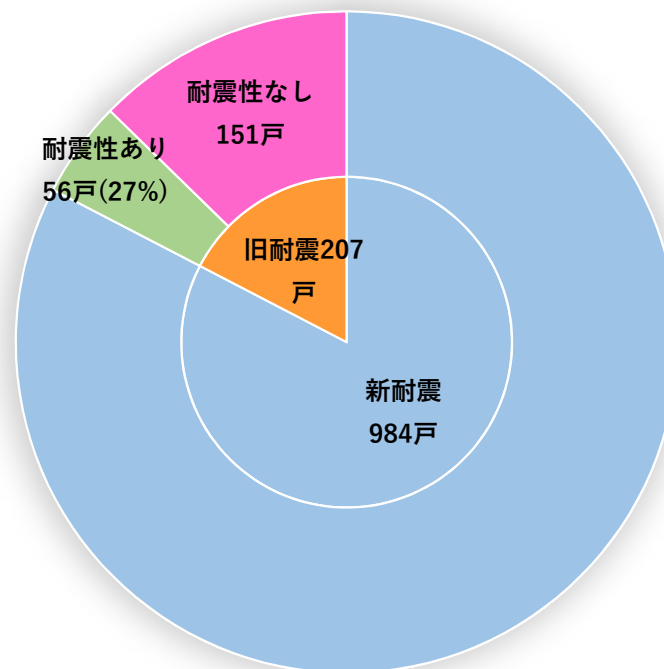
高齢者のみ世帯の耐震化率



高齢者のみ世帯の総戸数 772戸
耐震性あり 571戸
耐震性なし 201戸

耐震化率 74%(571/772)

一般世帯の耐震化率



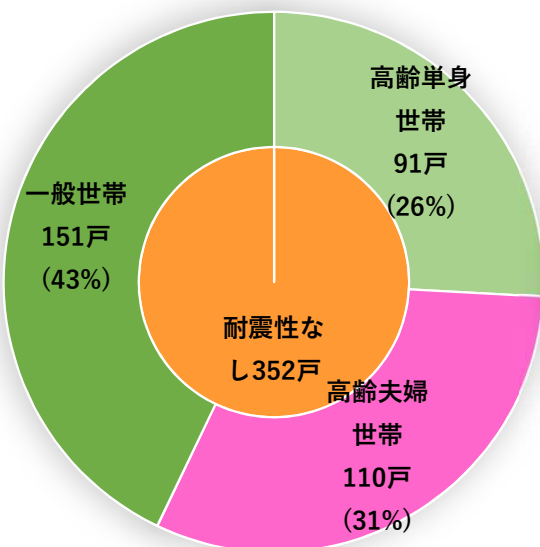
一般世帯の総戸数 1,191戸
耐震性あり 1,040戸
耐震性なし 151戸

耐震化率 87%(1,040/1,191)

※世帯別は、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯を合わせた「高齢者のみ世帯」と、それ以外の「一般世帯」に分けて分析

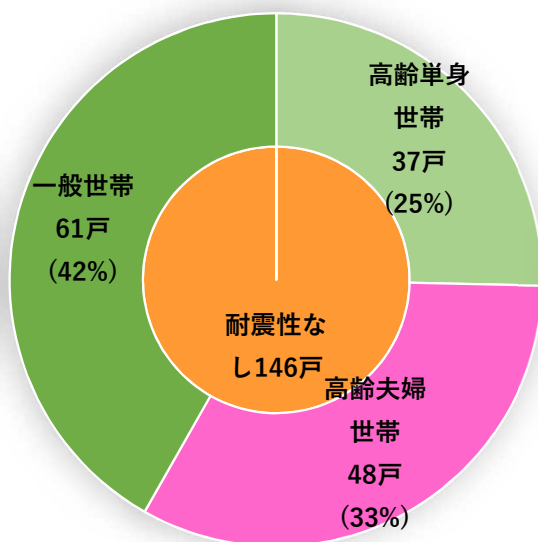
(4) 耐震性のない住宅の内訳

全体



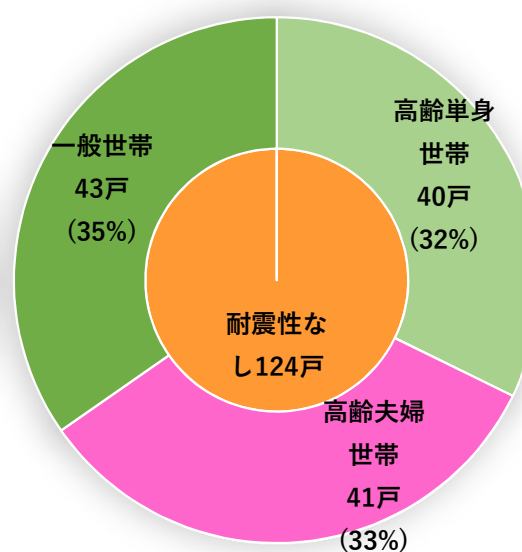
高齢者のみ世帯=91+110=201戸(57%)

県央エリア



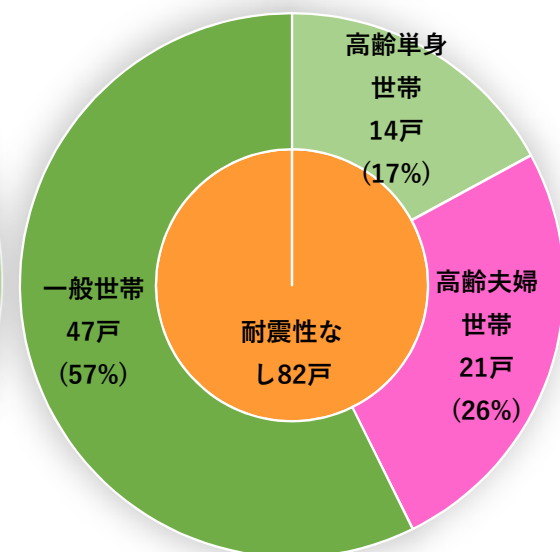
高齢者のみ世帯=37+48=85戸(58%)

県南エリア



高齢者のみ世帯=40+41=81戸(65%)

県西エリア



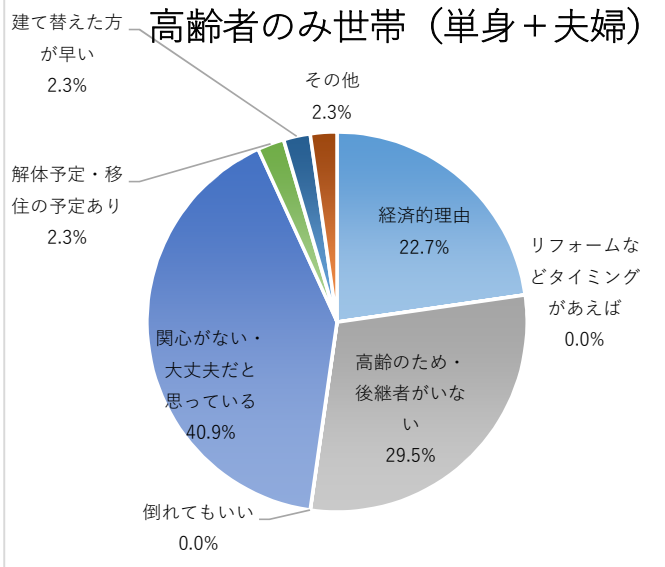
高齢者のみ世帯=14+21=35戸(43%)

耐震性のない住宅の約6割(57%)が高齢者のみ世帯(単身+夫婦)という状況
各エリアごとの状況は、

- ・県央エリア: 高齢者のみ世帯の割合58%
 - ・県南エリア: 高齢者のみ世帯の割合65%
 - ・県西エリア: 高齢者のみ世帯の割合43%
- 県南エリアで割合が高い

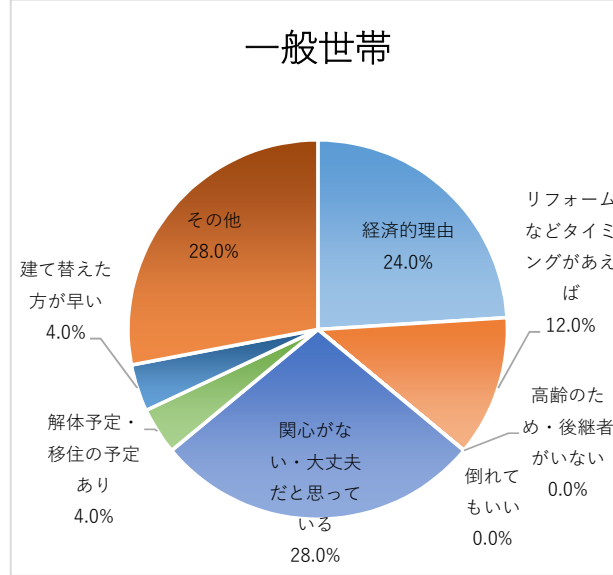
(5) 耐震改修しない理由

県央エリア



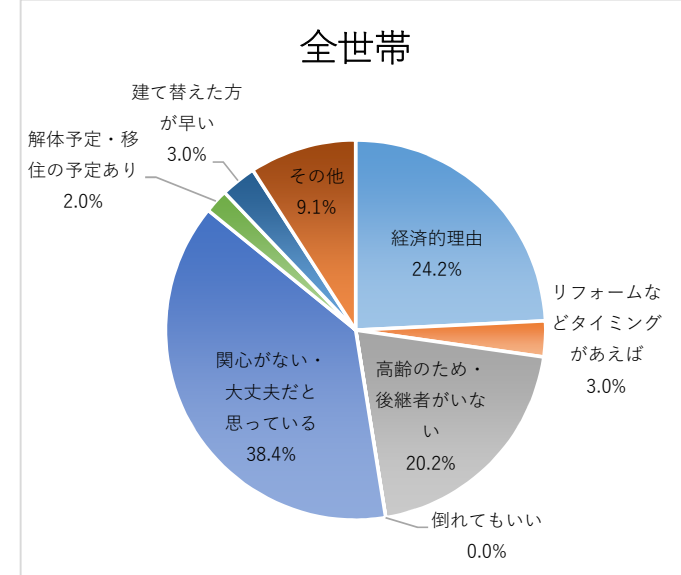
高齢者のみ世帯

- ① 興味がない・大丈夫だと思っている
- ② 高齢のため・後継者がいない
- ③ 経済的理由



一般世帯

- ① 興味がない・大丈夫だと思っている
- ② 経済的理由
- ③ リフォームなどタイミングがあえば



全世帯

- ① 興味がない・大丈夫だと思っている
- ② 経済的理由
- ③ 高齢のため・後継者がいない

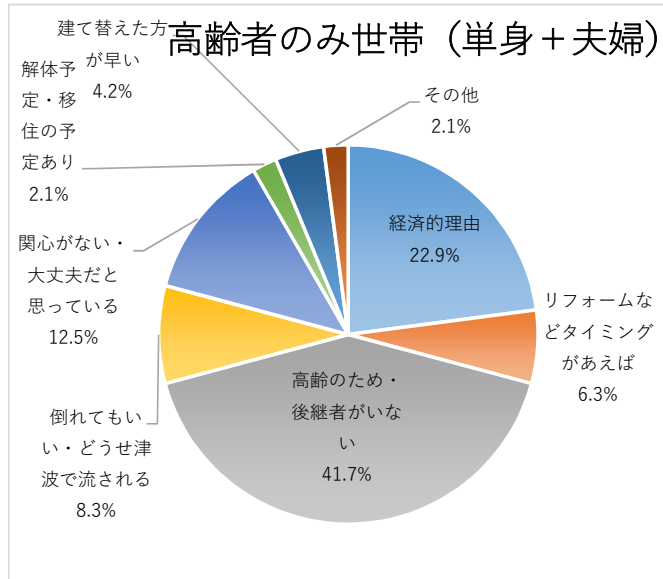
【県央エリア】では、

「興味がない・大丈夫だと思っている」との理由が多く、耐震への関心が低い

高齢者のみ世帯が多い山間部では「高齢のため・後継者がいない」が多く、改修を諦めている

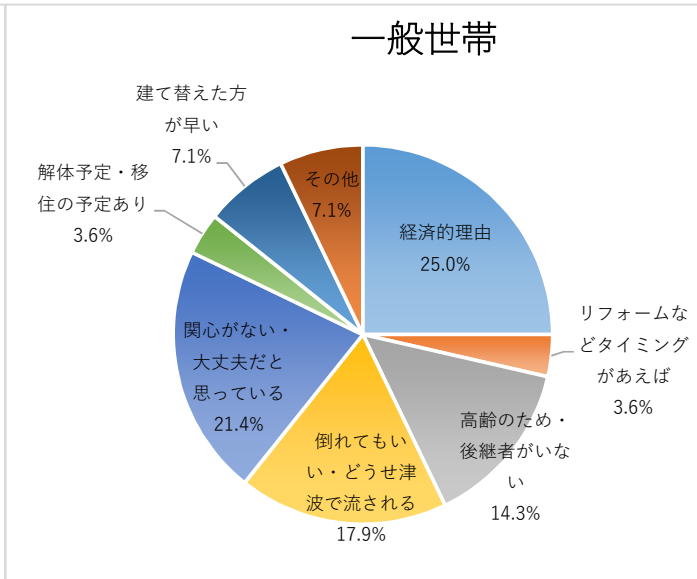
一般世帯ではリフォームなどのタイミングがあえば改修するという方が多い

県南エリア



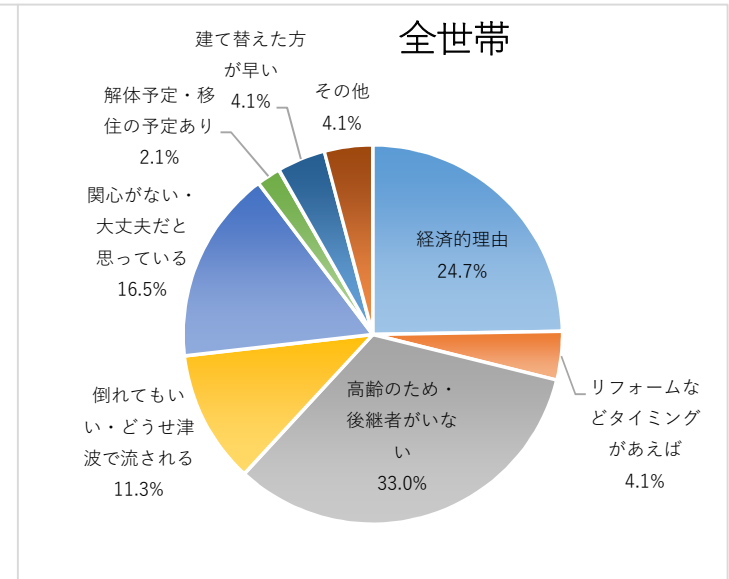
高齢者のみ世帯

- ①高齡のため・後継者がいない
- ②経済的理由
- ③関心がない・大丈夫だと思っている



一般世帯

- ①経済的理由
- ②関心がない・大丈夫だと思っている
- ③倒れてもいい・どうせ津波で流される



全世帯

- ①高齡のため・後継者がいない
- ②経済的理由
- ③関心がない・大丈夫だと思っている

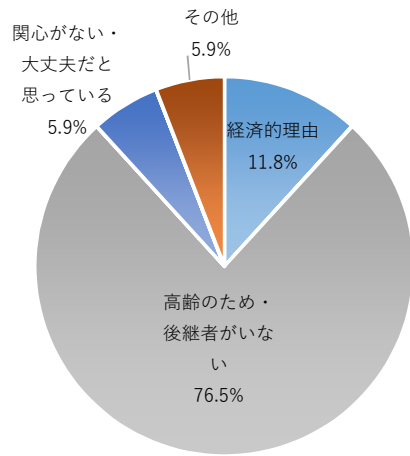
【県南エリア】では、

高齢者のみ世帯の割合が高く「高齡のため・後継者がいない」「倒壊してもいい」など改修を諦めている

特徴として「どうせ津波で流される」との意見があり、改修しても地震が来れば家がなくなると考えている

県西エリア

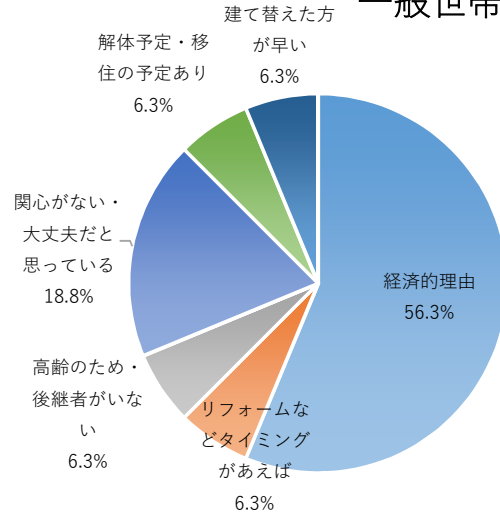
高齢者のみ世帯（単身＋夫婦）



高齢者のみ世帯

- ①高齡のため・後継者がいない
- ②経済的理由
- ③関心がない・大丈夫だと思っている

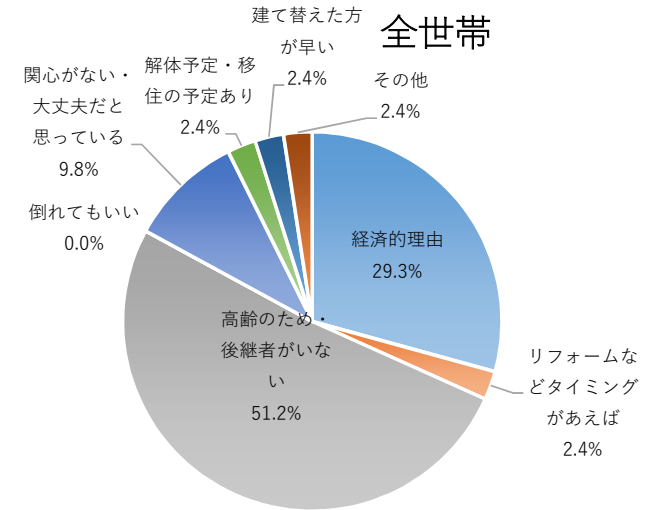
一般世帯



一般世帯

- ①経済的理由
- ②関心がない・大丈夫だと思っている
- ③リフォームなどタイミングがあえば など

全世帯



全世帯

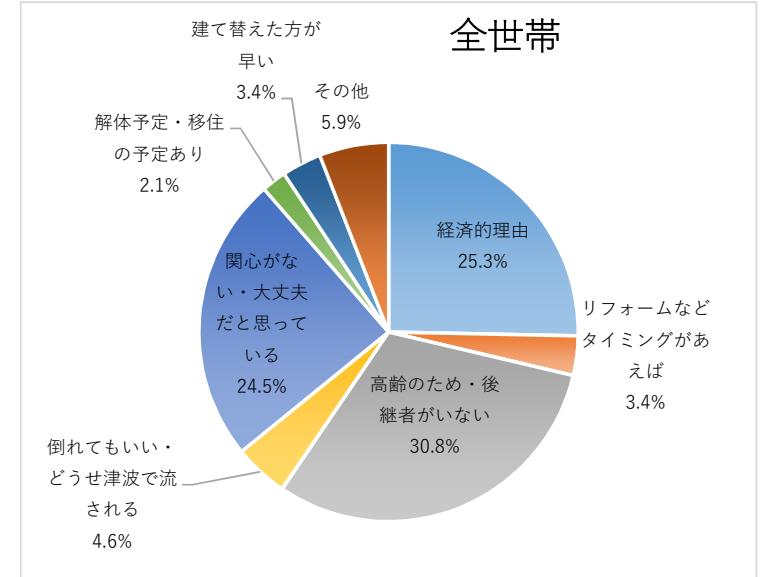
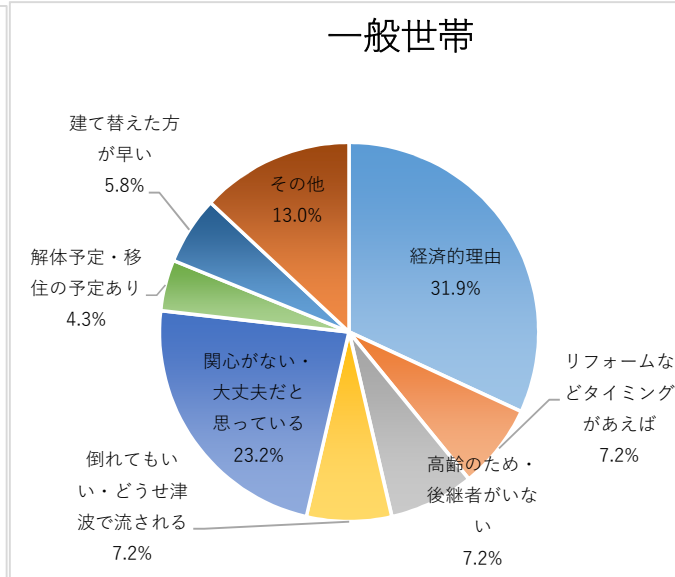
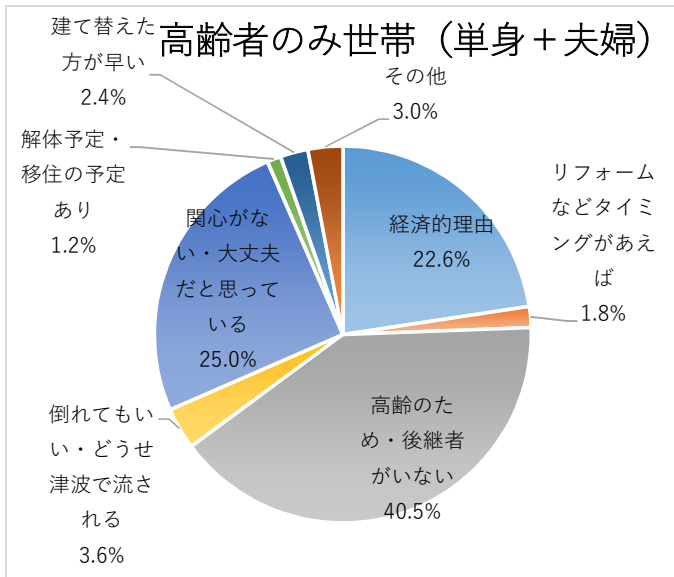
- ①高齡のため・後継者がいない
- ②経済的理由
- ③関心がない・大丈夫だと思っている

【県西エリア】では、

高齢者のみ世帯では圧倒的に「高齡のため・後継者がいない」が多く改修を諦めている

一般世帯では「経済的理由」が半数を占めている

世帯別



高齢者のみ世帯

- ①高齡のため・後継者がいない
- ②興味がない・大丈夫だと思っている
- ③経済的理由

一般世帯

- ①経済的理由
- ②興味がない・大丈夫だと思っている
- ③リフォームなどタイミングがあえば

全世帯

- ①高齡のため・後継者がいない
- ②経済的理由
- ③興味がない・大丈夫だと思っている

全体的に「経済的理由」「興味がない・大丈夫だと思っている」が多く、

【高齢者のみ世帯】では、

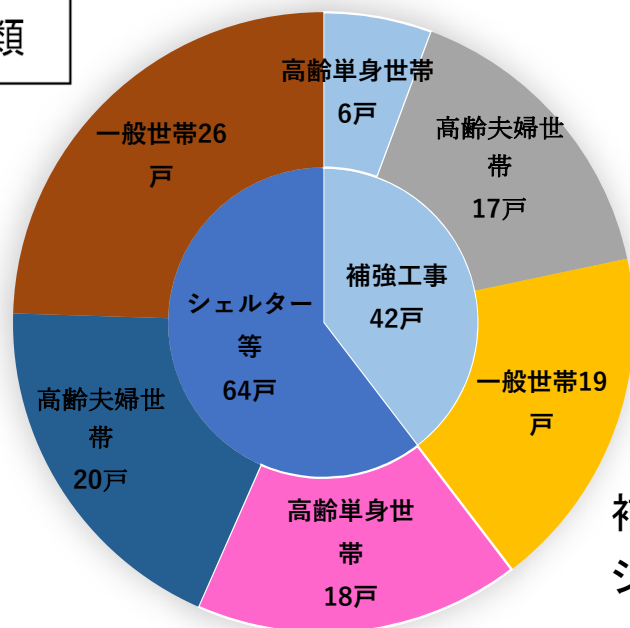
「高齡のため・後継者がいない」との理由が多く、改修を諦めている

【一般世帯】では、

「リフォームなどタイミングがあえば」「建て替えた方が早い」「解体予定・移住の予定あり」など、タイミングが合えば改修する

(6) その他調査からわかったこと

改修の種類



改修を行ったと回答してくれた106戸のうち約6割はシェルター等で、本格的な改修より命を守る簡易改修の割合が高い

補強工事： 42戸で割合は40%（うち高齢者のみ世帯の割合は55%）

シェルター等： 64戸で割合は60%（うち高齢者のみ世帯の割合は59%）

耐震診断を受けた人のうち何らかの改修を行った方の割合

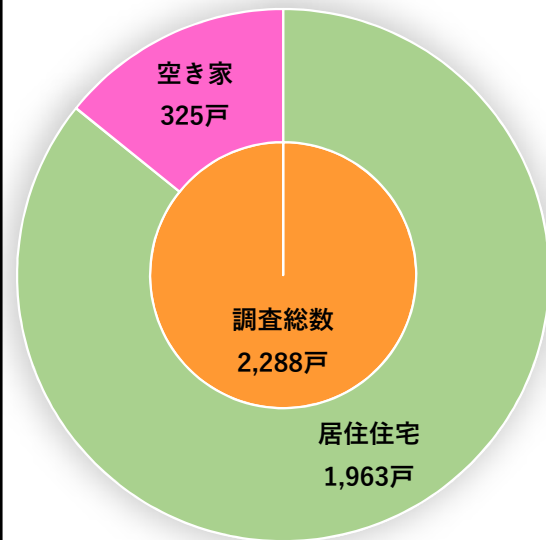
これまでに耐震診断を受けたことがあると回答してくれた87戸の診断結果は、

- ・耐震性あり 23戸
- ・耐震性なし、覚えていない 64戸

「耐震性なし、覚えていない」64戸のうち、「改修を行った」は29戸で45%の方が何らかの改修を行っている（補強工事 21戸、シェルター等 8戸）

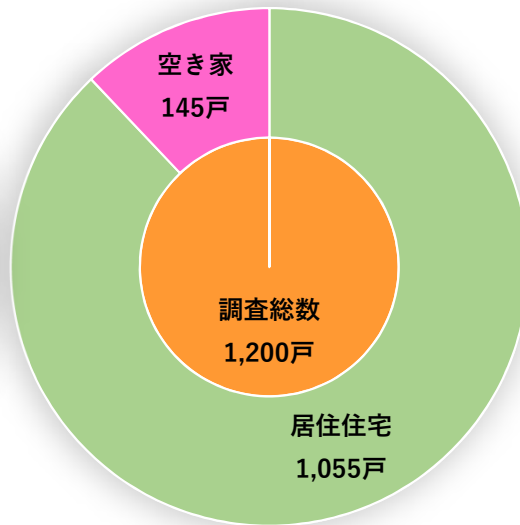
空き家率

全 体



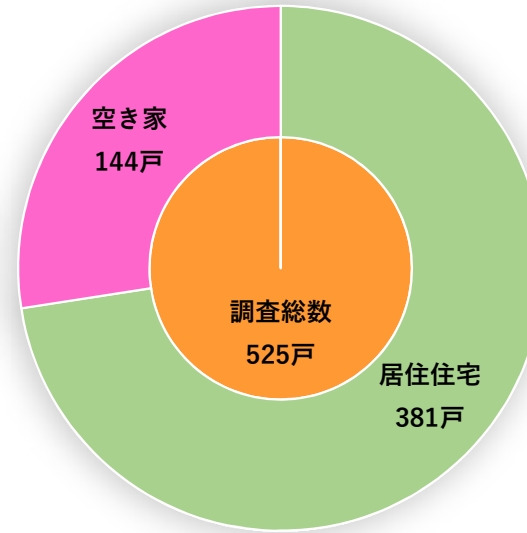
空き家率：14% (325 / 2288)

県央エリア



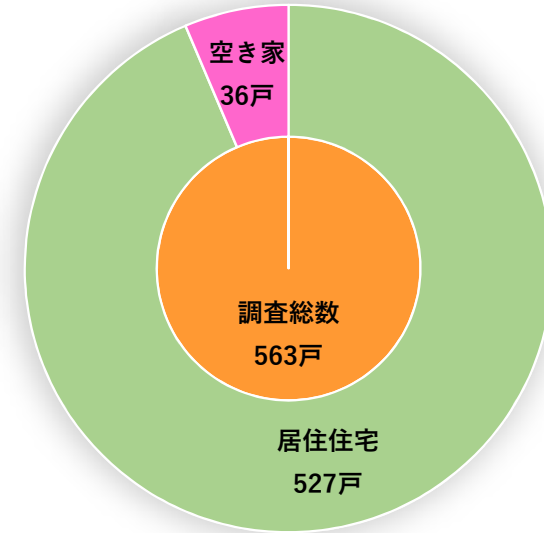
空き家率：12% (145 / 1200)

県南エリア



空き家率：27% (144 / 525)

県西エリア



空き家率：6% (36 / 563)

今回調査の12町村での空き家率は14%

県南エリアや山間部において率が高く、空き家化が進んでいる

<参考> H30年住宅土地統計調査による徳島県の空き家率は10%

③-1-3 実態調査から見た課題

① 「昭和56年以前の住宅」
「耐震性を確保した住宅」
「空き家」

の割合は地域によって異なる

② 高齢者のみ世帯では、昭和56年以前の住宅に住み、耐震化や建て替えを諦めている方が多い

③ 耐震診断や改修をしない理由は、
・関心がない（全世代とも）

次いで、高齢者のみ世帯では、
・後継者がいないため改修しても仕方がない

が多い

一般世帯では、
・経済的理由

特に県南で、後継者がいないという理由が特に多かった

④ 耐震化の動向から、シェルター等の簡易な改修を選択するケースが多い(本格改修はハードルが高い)

⑤ 都市部より町村では、空き家発生が早い

③-1-4 評点別の工事費の分析

○耐震診断による評点

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

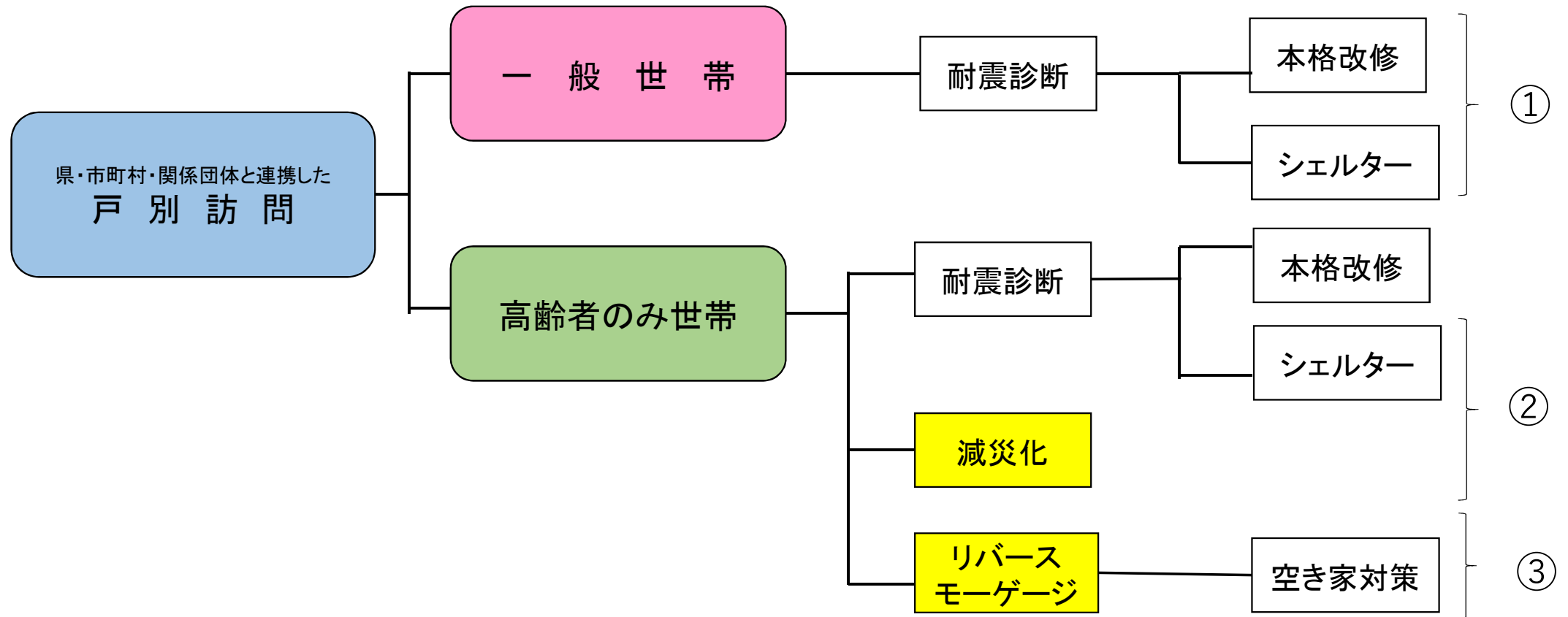
○耐震改修が必要な評点1.0未満における平均工事費

評点1.0~0.7=約120万円	<	評点0.7~0.3=約140万円	<	評点0.3~	=約160万円
分析データ数の割合 4%		48%			48%

例えば、評点0.7~0.3だと、平均工事費が約140万円で、本格改修の補助100万円を引くと40万円の個人負担

③-2 木造住宅の施策について

世帯構成や耐震性の状況により必要とする工事等が異なるため、個々の状況に応じた事業誘導が必要。



「減災化」について

○「経済的理由」や「後継者がいない」などの理由により「本格改修」を諦めている方へ、

- ・本格改修より金銭的ハードルの低い「耐震シェルター」や「耐震ベッド」などの「簡易改修」や、
- ・もっと容易に取り組める「家具固定」や「間取りの工夫」など

命だけは守ってもらう取組である「減災化」という視点も重要。

○これまで耐震化の評価は「本格改修」で行っていたが、

今後は「減災化」された住宅も耐震化された住宅として合わせて評価していき、

本計画の目標でもある大規模地震発生時における「死者ゼロ」の実現を目指す。

○イメージ

これまで
↓

耐震化の評価 =

本 格 改 修

これから

耐震化の評価 =

本 格 改 修

+

減災化（簡易改修、命を守る取組）

①簡易改修への取組(現行補助あり)

本格的な改修と比較して、安価に、短期間で、住みながら施工が可能であり、費用や引っ越しの煩わしさを理由に耐震化に取り組まれていない方の「助かる命を助ける」効果がある。

「耐震シェルター」

地震によって家屋が倒壊した場合でも、局所的な安全空間の確保を目的としており、家屋内の部屋の中に頑丈な部屋(耐震シェルター)を設置することで、地震時の家屋の倒壊から身を守る避難場所を提供。



「耐震ベッド」

ベッドと一体となった補強フレームにより、就寝中に地震が発生して家屋が倒壊しても安全な空間を確保。



徳島県立防災センターにおいて展示中

現行補助内容

耐震シェルター設置 支援事業

80万円 + **上乗せ
万円**

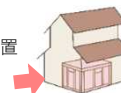
耐震ベッドの場合は40万円 (補助率4/5) ※市町村によって異なります。

要件

- 耐震診断で、評点1.0未満と判定
- 現在居住している住宅

(必須事項)

- 耐震シェルター又は耐震ベッドの設置
- 高さ1.5m以上の家具の固定
- 県登録の施工者等が施工
- 啓発モニターとして協力 (シェルターの場合)



※徳島県で認定している耐震シェルターに限ります。

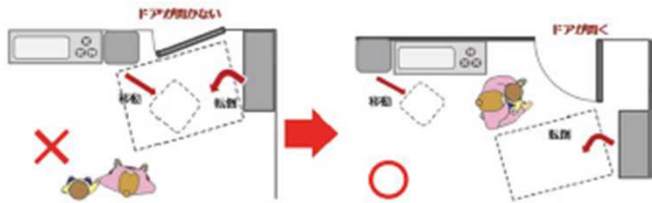
②命を守るための新たな取組

簡易改修へも進まない方へは、さらに取り組みやすい「家具の転倒防止対策」など、命を守る最低限の取組を行ってもらう。

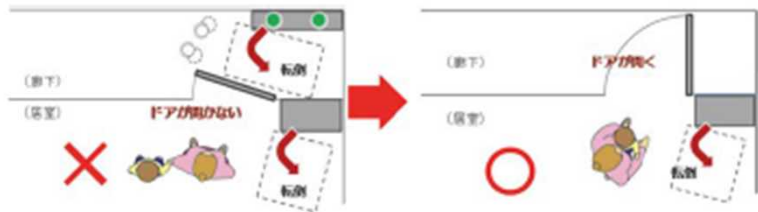
取組には危機、福祉などの関係部局や市町村との連携が必須で、体制づくりの検討が必要。

「家具の配置計画のアドバイス」

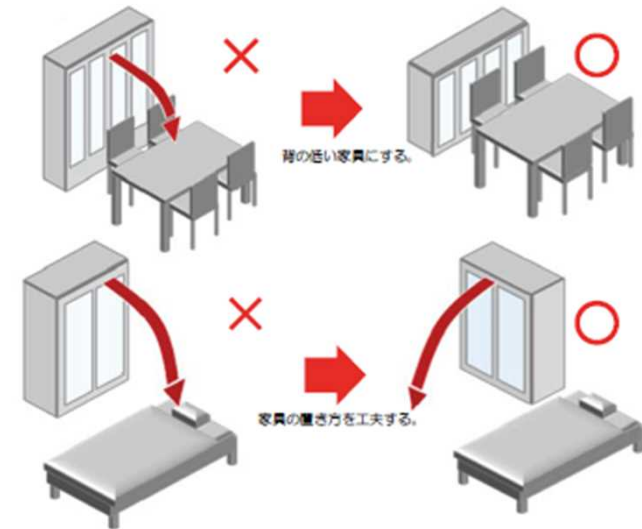
○避難通路をふさがないよう配置



○廊下には家具類を置かない





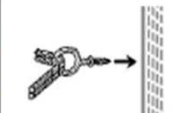
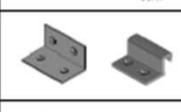
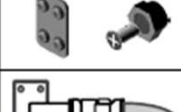
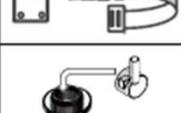

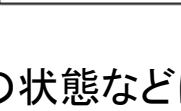
○「寝る場所」や「座る場所」にはなるべく家具を置かない
置く場合には背の低い家具にするか、家具の置き方を工夫



「転倒防止器具の支給・取り付け補助」

○転倒防止器具の種類

対策器具の名称と機能	一般的形状	適合するもの
L型金具 家具と壁を木ネジ、ボルトによって固定するタイプ		家：家庭用家具 オ：オフィス家具 電：家電製品等
L型金具 家具と壁を木ネジ、ボルトによって固定するタイプ		家：○、○（スライド式） 壁に強度が必要 オ：○、○（スライド式） 専用のものを用いる。 電：△ 形状等により適合しないものがある。
2段分離家具用連結器具 家具の上下を連結し転倒、落下を防ぐためのもの。 ネジ止めするための厚金具や「かんぬき」状の金具、シートタイプなどがある。		家：○
プレート式器具 家具と壁にそれぞれネジ止めた金具を、金属プレートなどで結んだタイプ		家：○
ベルト式、チェーン式、ワイヤー式 家具等と壁にそれぞれネジ止めた金具をベルト、金属チェーン、ワイヤーなどで結んだタイプ		家：○ 壁に強度が必要 電：○ 家電製品に応じた専用のものを使用する。
ポール式（つっぱり棒式） ネジ止めすることなく、家具と天井の間に設置する棒状のタイプ		家：○ 天井に強度が必要 オ：△ 家具の強度が不足し適合しないものが多い。
ストッパー式 家具の前下部にくさび状に挟み込み、家具を壁側に傾斜させるタイプ		家：○ 背の高い家具の場合は、単独で使用しても効果は小さい。

ストラップ式 樹脂製ストラップの両端に両面テープを貼付したバックルを連結したものや、ストラップの端をネジ留めすることで、主にテレビやOA機器と台を連結する器具		電：○ 家電製品の形状、重量に応じ使用する本数を増やす。
マット式（粘着マット式） 粘着性のゲル状のもので、家具の底面と床面を接着させるタイプの器具		家：○ 比較的小さい物 電：○ 家電製品の重量等に応じ使用する大きさを定める。有効期限に注意する。
ヒートン+ロープによる方法 壁にねじ込んだヒートン（筒部がリング状になった木ネジ）と家電製品等を細線などで結んだ方式 主にテレビなどの転倒防止に用いられる。		電：○ 家電製品の重量に応じヒートンやロープの太さ、強度を増す。 壁の強度が必要
床固定金具 オフィス家具を床に固定するための金具		オ：○ 可能な限り壁固定と併用するのが望ましい。
連結金具とボルトナット オフィス家具と壁や、オフィス家具同士を連結するための金具とボルトナット		オ：○ 電：○ ボルトは直径6mm以上のボルトを使用する。
転倒防止ベルト式ベルト 壁とキャスター付きの家具を繋げ、家具の移動防止をするためのベルト		家：○ オ：○ 日常的に移動する家具類に使用する。
キャスター下皿 キャスターの下に置き家具類の移動を防止するもの。		家：○ オ：○ 日常的に移動しない家具類に使用する。移動防止に併せて転倒防止を行うことが望ましい。
開放棚落下防止器具 扉の付いていない開放型の棚の中にある収容物の落下を抑制するもの。		家：○ オ：○ パータイプやベルトタイプ・シートタイプ等がある。

○転倒防止器具には様々な種類があり、家具の大きさや形状、部屋の壁や柱の状態などに適した器具を使用するようアドバイス

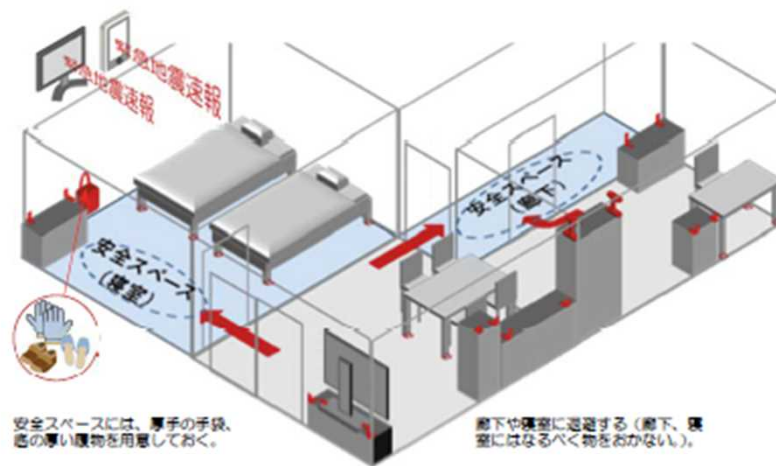
○転倒防止器具の支給・取り付け補助（現行で実施している市町あり）

「間取りの工夫」

○「寝室の安全確保」や「避難経路の確保」のため、なるべくものを置かない安全スペースを作っておく

○緊急地震速報を受けた場合は、予め定めた安全スペースへ退避し、姿勢を低くして身の安全を図る

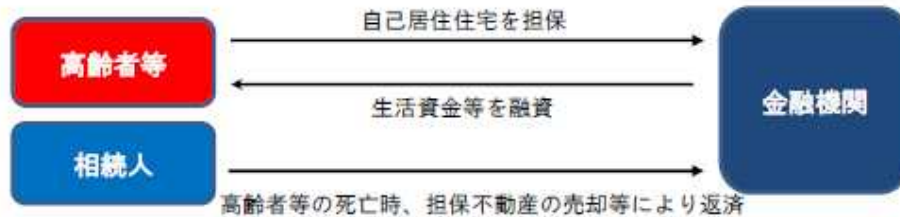
【安全スペースの例】寝室・廊下



リバースモーゲージとは

○高齢者等が自己の居住する住宅を担保として融資を受け、当該高齢者等の死亡時に住宅を処分すること等により一括返済するローン。

○公的機関や民間金融機関のプランがある。



<参考>住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用したリバースモーゲージの例



※1 利用者の死亡後、担保不動産売却等による返済金額が融資金額を下回った場合、金融機関は住宅金融支援機構に対して保険金の支払請求が可能となる。

※2 相続人ではなく金融機関や住宅金融支援機構が自ら担保処分をして償還回収を行う場合もある。

※3 ⑤の返済により金融機関の融資金額の全額が返済されない場合、住宅金融支援機構は元金の残額部分について保険金の支払を行う。また、相続人は住宅金融支援機構に対して支払義務を負う。

付保主体	住宅金融支援機構
融資対象者	満60歳以上
資金使途	高齢者が自ら居住する ^{※1} 住宅のリフォーム資金 高齢者が住み替える先の住宅の ^{※2} 入居一時金 ^{※3}
填補率	10割

	保険の対象となる額（以下の要件のうち、最も低い額が付保対象額）
①	1,500万円以内
②	リフォーム等工事費又は入居一時金 ^{※4} の100%以内
③	担保不動産（土地・建物） ^{※5} の評価額の50%以内

※1 3年以内の定期借家契約により第三者に賃貸する場合にあっては、自ら居住要件を課さない。

※2 「サービス付き高齢者向け住宅」として登録された住宅であることが必要。

※3 入居一時金に併せて住み替える前の住宅のリフォーム等資金も対象とする場合を含む。

※4 併せてリフォーム等工事費を対象とする場合は当該工事費を含む。

※5 サービス付き高齢者向け住宅に住み替える場合は、住み替え前の土地及び建物。

<参考>最低家賃保証を活用したリバースモーゲージ



子育て世帯等へ



高齢者世帯等



- 高齢期に適した住宅への住み替え
- Uターン等による地方への住み替え

○高齢者等の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑にし、子育て世帯等に広い住生活空間を提供するとともに、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え等を促進。

①一般世帯への取組案

課題： タイミングを捉える必要がある

具体策 (検討案も含む)	効果	あい路
戸別訪問などプッシュ型の周知・勧誘	<ul style="list-style-type: none"> ・受動的に反応してもらうのを待つ情報発信だけではなくピンポイントで周知を図る ・新規需要の掘り起こしが図れる 	戸別訪問にマンパワーが必要
スマート化等リフォームの支援 ※現行補助あり	リフォームのきっかけをとらえ耐震改修へ誘導する	本格改修か耐震シェルターが条件
その他のきっかけづくり ※期間や世帯構成等を検討	動機付けを行うことで耐震改修へ誘導する	キャンセル待ちが発生している市町では需要を満たさない場合がある
積極的な低コスト工法の提案	工事費を少しでも安くすることで改修へのハードルを下げる	耐震性の状況により工事費がかさむ場合がある

②高齢者のみ世帯への取組案

課 題： 後継者がいないことなどを理由に改修を諦めている

	具体策 (検討案も含む)	効果	あい路
沿岸部	簡易対策の支援 (例) ・耐震シェルター ・耐震ベッド ※現行補助あり	・本格改修よりは安価で取り組み、住みながら施工も可能 ・就寝時の圧死や逃げ遅れを防ぐことができる ※阪神・淡路大震災では、死亡者の8割が家屋倒壊による圧死	・自己負担が70万円程度必要 ・工事に0.5～1か月程度必要
	家具の転倒防止対策 (例) ・家具の配置計画のアドバイス ・転倒防止器具の支給・取り付け補助 ※市町村への周知と連携	・安価で取り組みやすい ※大型家具1つにつき転倒防止器具3～5千円程度＋取付け手間 ・施工期間(半日程度)が短く取り組みやすい ・家具の転倒による圧死や逃げ遅れを防ぐことができる ※阪神・淡路大震災では、死亡者の1割、負傷者の46%が家具の転倒による ※阪神・淡路大震災における震度7の地域では、住宅の全半壊をまぬがれたにもかかわらず、全体の約6割の部屋で家具が転倒し、部屋全体に散乱した ※南海トラフ巨大地震の津波予測では、早いところで地震後約28分で最大波に到達する地点あり	住宅の倒壊までは防げない
内陸部	二世帯住宅等への住み替え支援 ※現行補助あり	・空き家になって老朽化することを防ぐことができる	
山間部	リバースモーゲージ	・空き家になって老朽化することを防ぐことができる	住み替え先の受け皿が必要
共通	間取りの工夫 (寝室の安全確保、避難経路の確保等)	・家具の転倒による圧死や逃げ遅れを防ぐことができる	住宅の倒壊までは防げない

③空き家対策への取組案

課 題： 耐震性のない住宅が空き家になることで危険性が增大する

具体策 (検討案も含む)	効果	あい路
空き家活用の事前登録制度	空き家になる前から意思表示しておくことで、放置空き家とせず、有効活用が可能となる	所有者他相続者(後継者)がなかなか手放す決断ができない
空き家の利活用支援 ※耐震改修含む ※現行補助あり	耐震性も確保され、有効活用が可能となる	移住希望や活用希望がないと動かない
住み替え支援 ※現行補助あり リバースモーゲージ	空き家になって老朽化することを防ぐことができる	住み替え先の受け皿が必要
危険空き家の除却支援 ※現行補助あり	道路閉塞等を防ぐことができる	